

# 平成29年度事業計画書

## 基本方針

我が国の農業は、国内にあっては農業改革、農協改革、減反政策の廃止など、また、国外では米国新政権発足による TPP（環太平洋経済連携協定）の停滞と保護主義化の懸念、その一方では特定地域との FTA（自由貿易協定）の推進が行われるなど、今後の行方が不透明な局面にある。更に、農業者の高齢化、耕作放棄地面積の拡大、人手不足などの問題により日本農業の存続が懸念されている。一方で、安全で安心な食料に対する需要の高まりがあることや自給と海外戦略を念頭にした国際競争力のある農業の構築が求められていることなどから、効率的かつ安定的な農業経営体やそれらを担う農業者の育成・確保が急務となっている。

同時に、開発途上国における収益力のある農業、また、地球環境に配慮した農業を実践するための人材育成等を目的とした支援を行うことは、今や国際社会のリーダーとして重要な役割を果たしている我が国の責務であり、ひいては我が国における食料の安定供給にも寄与するものである。

本会はこのような状況に鑑み、公益社団法人として、我が国農業の中核的推進力となる担い手の育成、農業分野の人材を育成すること、国際貢献力、国際競争力を備えた農業経営体の確立、そして、国内外における農業者レベルの相互理解と友好親善の推進を図ることを目的として、

農業・農村青年の海外研修  
海外農業者の人材育成  
農業経営研究活動等

を実施し、併せて本会会員組織の連携強化及び組織活動の活性化に寄与する。

## 1. 会 議 (法人)

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び本会の定款に基づき、次の会議を開催する。

### (1) 総 会

平成28年度事業の報告等を目的とした通常総会を6月に開催する。

### (2) 理事会

本会の事業運営に係る通常理事会を年4回(5月、8月、11月、翌年2月)開催する。

## 2. 農業研修生海外派遣事業(公1)

欧米先進諸国における農業実習や学習を通じて、優れた農業技術、経営管理、販売技術等を修得させ、国際社会に精通した我が国農業・農村を担う人材を育成することを目的に農業研修生海外派遣事業を実施する。

### (1) 国内業務

#### ア. 募集及び選考

研修生の募集は都道府県担い手育成主務課など関係機関の協力を得て行なう。

また、応募者に対して適格者を選ぶ選考会を行なう。

派遣先国及び募集人数は次のとおりとする。

米 国	: 70名
デンマーク	: 若干名
ドイツ	: 若干名
スイス	: 8名
オランダ	: 10名

その他、海外農業研修に参加するための準備、また、日本国内で農業経験と知識の習得を目的とするアプレントイスシップ研修生の募集を行なう。応募者に対し選考は行わず国内農家に適宜配属し研修機会を提供する。

計 : 15名

#### イ. 講 習

選考に合格した者、及び平成28年度に合格し渡航を次年度に延期していた研修生に対して事前講習及び出発時講習を実施する。

#### ウ. 国内農家実習

年度に関わらずアプレントイスシップ制度への希望者に対して、また、平成29年度海外農業研修生の内、農業経験が不足している者に対して国内農家実習を斡旋する。

#### エ. 派 遣

所定の国内講習を終えた研修生を平成30年3月にそれぞれの研修先国へ派遣する。

#### オ. 帰 国

平成27年度米国派遣研修生は平成29年10月に、また、平成28年度欧州派遣研修生は平成30年3月に海外での研修を終えてそれぞれ帰国する。

## (2) 海外業務

本会は、米国においては米国支部職員が、また、欧州各国においては本部職員と現地各サポーターがそれぞれ現地受入機関と密接に連携して、海外研修中の研修生に対する指導・助言等を行なうとともに、現地大学等関係機関の協力を得て各種研修等を実施する。

## 3. アジア農業青年人材育成事業（公1）

農林水産省は、アジアの食料生産力向上のため、政府開発援助（ODA）の一環として開発途上国の農業青年を対象にした人材育成の取り組みを支援している。

本会は、アジアの農業・農村を担う人づくりを支援し、彼我両国農業者の相互理解と友好親善の増進に寄与することを目的に、農林水産省の公募事業「アジア食料生産力・付加価値向上人材育成事業」に応募し、次の事業を実施する。

### (1) 農業青年人材育成事業

アセアン諸国の農業青年を我が国に招聘し、学課研修や受入農家における実践的な農業研修を通じて、安全、美味で高品質な農産物の生産、加工、販売、流通システムなどを習得させ、アジアの国々におけるグローバルフードバリューチェーンの構築に貢献する地域のリーダー的人材の育成を行なう。

研修期間及び受入人員は次のとおり。

研修期間	受入人員	受入対象国	来日	帰国
11ヶ月	61名	アセアン諸国	平成29年4月	平成30年2月
	(15名)	タイ		
	(18名)	インドネシア		
	(10名)	マレーシア		
	(18名)	フィリピン		

### (2) 研修生フォローアップ事業

本邦での研修効果を評価するために専門家等を派遣し、帰国研修生の営農状況などの調査、帰国研修生への助言・指導を行なう。本年度はマレーシア国における調査を予定している。

## 4. 欧州農業研修生受入事業（公1）

農業研修生欧州派遣国との相互交換として、欧州諸国から研修生を受け入れ、農業研修を通じて相互理解と友好親善の増進に寄与することを目的に本事業を実施する。

研修期間及び受入人員は次のとおり。

研修期間	受入人員	受入対象国	来日	帰国
1年	3名	ドイツ	平成29年4月	平成30年3月
1年	1名	カナダ	平成29年4月	平成30年3月
8ヶ月	2名	ドイツ	平成29年4月	平成29年12月

## 5. 海外農村開発支援事業〔(独)国際協力機構補助事業〕（公1）

### (1) フィリピン安全野菜生産販売技術改善プロジェクト

フィリピン国農業省、同国ベンゲット州地方自治体、及び長野県南牧村の協力を得て、フィリピン国内において安全野菜生産技術を根付かせるとともに、農産物の出荷・販売技術の改善を進めることで食品ロスの削減と商品価値を高めること、また、農民や流通業者、地方自治体への協力を仰ぎながら生産者～流通業者～販売業者～消費者を結ぶフードバリューチェーンの構築を実現し、以て生産者の所得向上を図ろうとするものである。

本事業は「JICA草の根技術協力（地域経済活性化特別枠）」で採択された平成28年12月から3ヶ年に亘るプロジェクトである。

## 6. アセアン等農業人材育成支援事業（公1）

開発途上国の農業・農村の近代化を推進するためには、将来を担う青年農業者に対し、我が国において農業技術等を修得させるなどによる人材育成が必要である。

本会では、長年培ったアセアン農業研修生受入事業の経験を下に、次の支援を行なう。

### （1）研修生受入事業

海外農村開発支援事業のプロジェクトを定着させるため、フィリピン国ベンゲット州政府を通じて推薦された農業青年に対して、農家研修を中心とした研修を行なう。

受入人員	研修期間	来日	帰国
24名	3年間	平成27年3月	平成30年3月
10名	3年間	平成28年3月	平成31年3月
13名	3年間	平成29年3月	平成32年3月
34名	9ヶ月間	平成29年3月	平成29年11月
50名	9ヶ月～3年間	平成30年3月	平成30年11月以降

## 7. 組織活動推進事業（他1）

### （1）国際化対応営農研究事業

農業の国際化が進展し、また経済不況による国内農産物価格の低迷など厳しい農業環境の中で、国際感覚に優れた農業経営者の担い手が求められている。

このため海外の農業について豊富な体験を有する海外農業研修体験者を中心に、ブロック別の営農研究会を開催する。

《開催予定県》

- 北海道・東北ブロック：秋田県
- 関東甲信静越ブロック：神奈川県
- 東海・近畿・北陸3県ブロック：大阪府
- 中国・四国ブロック：高知県
- 九州・沖縄ブロック：沖縄県

### （2）新潟県組織アセアン研修生受入事業〔受託事業〕

会員組織が実施する事業の一部を受託し、業務遂行に協力するなどにより、組織活動を支援する。

(3) 国際農友会の支援業務

海外派遣研修生OB・OGの全国組織である国際農友会の事務局業務を行なう。

8. 研修生サポート事業（他2）

国内外の農業研修生をサポートするため、次の事業を行なう。

- (1) 海外派遣研修生への奨学金給付（農林中央金庫スカラーシップ、バイエルスカラーシップ）
- (2) 海外派遣研修生への研修資金貸付（研修生サポート資金）
- (3) 技術書の作成・配布

9. 情報・サービス事業（他2）

本会各県会員組織及びそれらの会員並びに関係団体等を対象に次の事業を行う。

- (1) 機関紙「ニューファーマーズ」の発行  
発行回数：年2回  
発行部数：13,500部/回
- (2) 海外農業視察・研修等の企画・実施
- (3) 求人・求職支援（無料職業紹介事業）
- (4) 都道府県、関係団体、会員等への便宜供与、その他

10. 国際協力等（他2）

本会事業の充実と国際社会への協力と貢献を可能な限り高めるため、次の事項を実施する。

- (1) 海外関係諸機関との提携及び協力の強化等
- (2) 海外諸国の本会事業関係者の来訪に対しての便宜供与
- (3) 開発途上国の農業開発、技術協力等に関する協力活動
- (4) 本会の活動、事業の拡大充実のための調査・研究活動等

11. 国際農業交流事業推進基金の管理運営（他1）

本会及び会員組織の充実及び事業の拡充を計ることを目的に設立された国際農業交流事業推進基金について、基金管理運営委員会を設置し公正かつ効果的にこれを管理運営する。

- (1) 基金の運用
- (2) 基金運用益の活用
- (3) 基金管理運営委員会の開催

12. 特別会計事業

- (1) 農業研修生国際交流特別会計事業  
（農業研修生の国際交流にかかわる特別会計事業）
- (2) 国際農業交流事業推進基金特別会計事業  
（協会の組織活動を推進するための基金管理運営にかかわる特別会計事業）
- (3) 農業研修生サポート資金特別会計事業  
（海外派遣農業研修生に対する研修資金貸付、奨学金にかかわる特別会計事業）